

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 5 月 2 3 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて
1 広報紙の発行については、現行のとおり的手法で新市において発行する。
2 広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。
3 市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。
4 ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。
5 市勢要覧については、新市において作成する。
6 広聴事業については、合併時に調整する。
7 まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。
8 CATVについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱い			細項目	広報広聴関係	
事務事業名	広報・広聴事業			専門部会名	企画部会	分科会名 企画分科会・電算分科会
調整方針	1 広報紙の発行については、現行のとおり的手法で新市において発行する。 2 広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。 3 市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。 4 ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。 5 市勢要覧については、新市において作成する。 6 広聴事業については、合併時に調整する。 7 まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。 8 CATVについては、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
1 広報紙 市広報の発行（市報さいじょう） ・目的 行政に関する諸般の事項を市民に広く周知し、その執行に理解と協力をうることにより、円滑な市政を推進する。 ・発行日 毎月1日 ・発行部数 22,500部 ・発行回数 毎月1回	1 広報紙 市広報の発行（広報とうよ） ・目的 行政情報を提供することにより、市民に市政への理解を深めてもらう。 ・発行日 毎月1日 ・発行部数 12,600部 ・発行回数 毎月1回	1 広報紙 町広報の発行（広報たんばら） ・目的 行政に関する諸般の事項を町民に広く周知し、その執行に理解と協力をうることにより、円滑な町政を推進する。 ・発行日 毎月1日 ・発行部数 4,500部 ・発行回数 毎月1回	1 広報紙 町広報の発行（広報こまつ） ・目的 町行政全般に関する事項を毎月定期的に住民へ周知し、町政への理解と協力をいただくことにより、より円滑な町政運営を推進する。 ・発行日 毎月1日 ・発行部数 3,650部 ・発行回数 毎月1回		広報紙の発行については、現行のとおり的手法で新市において発行する。	
2 広報ビデオの制作 ・目的 重要施策、主要行事等をビデオにより広く市民に紹介するとともに記録保存する。 ・制作数 年間7～8本	2 広報ビデオの制作 該当なし	2 広報ビデオの制作 該当なし	2 広報ビデオの制作 該当なし	西条市のみが広報ビデオを作成している。	広報ビデオについては西条市の例により新市移行後速やかに調整する。	
3 市民カレンダー 該当なし	3 市民カレンダー ・目的 市関係行事を掲載し、市民の利便性を図る。 ・発行部数 12,600部（A3版 1枚 1色） ・発行回数 毎月1回 市報と同時発行	3 市民カレンダー 該当なし	3 市民カレンダー 該当なし	東予市のみが市民カレンダーを作成している。	市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。	
4 ホームページ ・目的 毎月の広報紙掲載、観光情報、図書館の蔵書検索、施設情報、市からのお知らせ、スポーツ・イベント情報、企業誘致情報等を掲載することにより、市のPRを行い、街の活性化を図るとともに、市民生活の利便性を向上させることを目的とする。 ・開設時期 平成9年11月から本格運用 平成14年5月リニューアル	4 ホームページ ・目的 毎月の広報掲載、観光情報、施設情報、暮らしの便利帳、市からのお知らせを随時掲載、WEB市長等を掲載することにより、市のPRを行い、まちの活性化を図るとともに、市民等の利便性を向上させることを目的とする。 ・開設時期 平成8年4月から本格運用 平成14年3月リニューアル	4 ホームページ ・目的 町の概要、観光情報、施設情報、暮らしの便利帳、各種行事、イベント等のお知らせ、毎月の広報掲載を行い、グラウンド、テニスコートなどの仮予約、予約状況の閲覧、電子掲示板を利用した自由な意見交換、行政への問い合わせと回答などをインターネット上で行えるようにする。 ・開設時期 平成13年6月から本格運用	4 ホームページ ・目的 町の広報紙の内容や観光情報、また町の動きなどをホームページなどで随時更新することにより、町のPRを図る。また、インターネットを活用し、メールなどで町への要望や意見をより広い範囲から受けることにより、町政へ反映させる。 ・開設時期 平成12年4月1日から本格運用		合併時に新市のホームページを作成する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱い			細項目	広報広聴関係	
事務事業名	広報・広聴事業			専門部会名	企画部会	分科会名 企画分科会・電算分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>5 市勢要覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 本編及び資料編 ・発行(直近) 5年に1回(平成13年3月) ・サイズ A4版 ・ページ数 48ページ ・作成部数 3,000部 ・配付方法 課長級職員に1部ずつ配付。 希望者に無料配付。行政視察時に活用。 *西条市のホームページに登載し発信。 	<p>5 市勢要覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 本編及び資料編 ・発行(直近) 5年に1回(平成14年10月) ・サイズ A4版 ・ページ数 40ページ ・作成部数 16,000部 ・配付方法 市内全世帯へ全戸配付。(約11,300部) 職員には、1部配付。希望者には、無料配付。 	<p>5 町勢要覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 本編及び資料編 ・発行(直近) 10年に1回(平成8年2月) ・サイズ A4版 ・ページ数 35ページ ・作成部数 6,000部(H14年3月に1,000部増刷) ・配付方法 全戸に配付。希望者に随時配付。 	<p>5 町勢要覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 本編及び資料編 ・発行 不定 ・サイズ A4版 ・ページ数 38ページ ・作成部数 500部(後は随時印刷) ・配付方法 全職員に1部ずつ配付。 窓口にて希望者に、無料で配付。 	市町勢要覧については、公開や周知方法に差異がある。	市勢要覧については、新市において作成する。	
<p>6 広聴事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱：市内23箇所を設置 ・意見書：市報刷り込み(8・2月) ・窓口相談：執務中毎日 ・Eメール ・地域懇談会：毎年1回各校区毎に随時開催 ・西条市市政モニター：市民30名原則公募 ・西条市環境指導員：市民20名通報制度 ・出張市民相談：毎月2回各地区公民館に出向く 	<p>6 広聴事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見書(提言はがき) 市役所及び公民館等市の施設に設置。出された意見提言に関しては、原則として、全て市長名で回答する。 ・窓口相談 執務中毎日 ・Eメール ・市政報告会 毎年1回各地区(小学校区)毎に開催。(平成14年度のみ各自治会毎に開催) 市政について、市長が報告するとともに、参加者からの意見提言を聞く。 ・ネットワーク21とうよ 各種団体役員30名で構成。構成員は、市長が委嘱市の重要課題について、テーマを定め、意見交換をフリートーク方式で行う。年6回開催。 ・21世紀とうよまちづくりトーク・市長と語ろう 企業関係者又は中学生の団体と意見交換。 団体からの申込により、開催する。団体と市でテーマを定め、まちづくりについて市長とフリートーク方式で行う。随時開催。 	<p>6 広聴事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱：庁舎1階玄関口に設置 ・窓口相談：執務中毎日 ・Eメール ・地域懇談会：毎年一回(7月)に旧町村単位(5地区)で開催 	<p>6 広聴事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口相談：執務中毎日 ・Eメールの受付と回答：受付は24時間。受け付けたメールを各担当へ転送し、担当者から直接返信を行う。 ・町政懇談会：各自治会単位に集会所などで実施した。次回開催は未定 	Eメールや地域での懇談会等の共通した事業から、公募によるモニター制度や、企業や中学生を対象を絞ったまちづくりトーク制度等の独自制度まで、それぞれの手法により取り組まれている。	広聴事業については、合併時に調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱い			細項目	広報広聴関係	
事務事業名	広報・広聴事業			専門部会名	企画部会	分科会名 企画分科会・電算分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
7 まちづくり住民講座「出前講座」 該当なし	7 まちづくり住民講座「出前講座」 該当なし	7 まちづくり住民講座「出前講座」 [目的] 住民の町政に関する理解を深め、意識啓発を図り、住民と行政の協働を目指す。 [内容] 住民の申込により、講座内容の担当職員が地域に向き、行政システムなどの説明をした上で、講座内容に関する意見交換などを行う。単に要望や苦情を聞く場ではない。 [申込み及び決定] 行政課題別に設定しているメニューの中から希望テーマを選び、希望する日の14日前までに申し込む。担当職員と協議し、その決定（否決）について通知する。 [その他] 参加者への連絡、会場の準備等は、全て申込者において行う。職員派遣に対する費用及び資料代等は無料。	7 まちづくり住民講座「出前講座」 該当なし	丹原町のみ制度である。 苦情窓口となる可能性がある。 窓口を限定するのが良いか、あるいは制度を浸透させ直接の所管課に対応させるのが良いか、検討の余地がある。	丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱い			細項目	広報広聴関係	
事務事業名	広報・広聴事業			専門部会名	企画部会	分科会名 企画分科会・電算分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>8 CATV（ケーブルテレビ） [事業の目的] 地域の情報インフラを整備することにより、市域全体の情報化を推進する。また、行政としては、市民生活に密着したコンテンツを作成し情報発信することにより、市民サービスの向上を図る。</p> <p>[業務内容] ・CATVの運営団体及び経営形態 運営団体 (株)ハートネットワーク 経営形態 第三セクター（四国アセチレン工業(株)、大橋物産(株)、新居浜市、西条市等） 代表者 代表取締役 大橋弘明 資本金 495,500千円 内新居浜市 10,000千円 西条市 500千円</p> <p>・テレトピア計画の策定状況 関係省庁等 ・総務省四国総合通信局情報通信振興課 ・愛媛県情報政策課 西条市における進行状況 平成15年3月31日、テレトピア構想モデル地域に指定</p> <p>・西条市におけるCATV網の整備予定 平成14年度に新居浜市に隣接する飯岡地区から整備を開始し、平成22年度までに平坦部全域を整備する予定。</p>	<p>8 CATV（ケーブルテレビ） 該当なし</p>	<p>8 CATV（ケーブルテレビ） 該当なし</p>	<p>8 CATV（ケーブルテレビ） 該当なし</p>	<p>西条市のみが民間企業に資本参加している。</p> <p>合併後においては区域が拡大されるため「テレトピア計画」を変更する必要がある。</p> <p>区域拡大については運営団体と条件などについて協議が必要になる。</p>	<p>CATVについては、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	
<p>テレトピア構想（総務省情報通信政策局）</p> <p>・目的 ケーブルテレビ、インターネット、コミュニティ放送等の情報通信メディアを活用して、地域の情報化を促進し、地域社会の活性化を図る。</p> <p>・支援措置 テレトピア指定地域内におけるケーブルテレビ、インターネット等を活用した情報通信システムの構築を行うテレトピア推進法人（テレトピア計画を推進していくための法人）に対し、次の支援を行う。 日本政策投資銀行等からの無利子融資及び低利融資 日本政策投資銀行等からの財政投融資</p>						

先例地の事例

〔南宇和合併協議会〕

広報関係については、広報誌は合併時に統合し毎月1回発行を原則とし、引き続き情報の提供に努めるものとする。その他については、新町において調整する。

その他の広聴関係については、合併後に調整する。

〔さぬき市〕

(1) 新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。また、配布は、自治会を通じて行う。

(2) 新市においてホームページを開設する。

(3) 大川町、寒川町、長尾町の各有線テレビは、合併時に統合する。ただし、チャンネルは、現行のとおりとする。なお、津田町、志度町への拡張事業は新市において実施する。

(4) 略

(5) 略

〔東かがわ市〕

広報紙については、毎月発行とする。

その他の広報広聴関係事業については、新町において調整する。

〔宇城西部五町合併協議会〕

1. 広報誌については、月2回発行する。

2. 市勢要覧については、新市において新たに作成するものとする。

3. 略

〔西彼北部地域合併協議会〕

広報紙は原則として毎月1回発行することとし、内容や配布方法については合併後に調整する。

その他の広報については、合併後に調整する。

広聴関係については、合併後に調整する。

〔対馬6町合併協議会〕

広報関係については、広報紙(誌)は毎月1回発行を原則とし、他については、新町(市)において調整する。

広聴関係については、合併後に調整する。

〔あさぎり町〕

広報関係については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 広報誌については、月1回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。

(2) 県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう、新町において新たな施策を展開することとする。

(3) 略